

新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針

平成 22 年 5 月・子ども家庭部保育課

1. 基本方針策定にあたって

市では、第四期長期計画・調整計画および武蔵野市公立保育園改革評価委員会報告書を受け、平成 21 年 5 月「武蔵野市公立保育園の役割および認可保育園の運営形態を考える委員会」を設置し、市内に 9 園設置されている公立保育園について、その役割を明確化し、認可保育園の様々な運営形態の検討を行ってまいりました。その検討結果の一部は、平成 22 年 2 月に策定した「第三次子どもプラン武蔵野」の中に「認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組」として盛り込んでいます。

その後、平成 22 年 3 月にまとめられた「武蔵野市公立保育園の役割および認可保育園の運営形態を考える委員会」の報告書を参考に、市として公立保育園の設置・運営主体変更についての基本方針を定め、第三次子どもプラン武蔵野の実現に向け、計画的に事業を実施していきます。

2. 設置・運営主体変更の目的と理由

市はこれまで、第三次子どもプラン武蔵野等において「運営」主体の変更を主な論点として計画立案をしてきました。しかしながら、(2)で述べるように、より大きな財源を生み出すためには、「設置」主体を変更する必要があります。限られた財源を効率的、効果的に活用するため、公立保育園の設置・運営主体を段階的に変更し、生み出された財源をもとに、下記の「待機児童対策」を行います。また、認可保育所で保育のガイドラインを共有するなど「認可保育所の保育の質の維持・向上」の取組を行います。

(1) 設置・運営主体変更の目的

1) 待機児童対策

保育所入所待機児童は、平成 19 年度に 50 人を超え、その後増加傾向で推移しています。これまで保育所待機児童の解消に向け様々な施策を行ってきましたが、今後も待機児童ゼロを目指し、以下の事業に取組みます。

- ☐ 認可保育所、認証保育所等の整備
 - ・ 待機児童の動向や地域性などを検証したうえで、必要に応じた整備を検討します。
- ☐ 様々な主体による多様な保育事業の展開
 - ・ 認定こども園として境こども園（仮称）を開設します。
 - ・ NPO 法人、認証保育所など様々な主体による一時保育（短時間・定曜日保育含む）を検討します。
- ☐ 保育ママ制度の拡充
 - ・ 家庭福祉員（保育ママ）の増員とグループ保育の研究をします。
- ☐ 幼稚園などでの預かり保育の推進
 - ・ 預かり保育の時間の拡大を推進します。
 - ・ 市内私立幼稚園の認定こども園化を研究します。
- ☐ 安心して復職できるための入所制度の検討
 - ・ 保育の環境を確保しつつ、配置基準、面積基準の範囲内で、認可保育所における入所定員弾力化対応を促進します。
 - ・ 年度途中入所定員枠の設定などを研究します。

2) 認可保育所の保育の質の維持・向上（保育の公的責任を果たす取組の拡充）

平成 20 年 3 月に保育所保育指針が告示（同年 4 月 1 日施行）されました。児童福祉施設最低基準には「養護と教育の一体的提供」が明示され、その具体化を進めるための「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」が示されるなど、保育所における保育の質の向上は最重要課題とされています。

市では、保育の実施責任のある基礎自治体として、市内の認可保育所全体の保育の質の維持・向上のための施策（アクションプログラム）に取り組めます。

- 本市における保育内容の水準を定めた「保育のガイドライン」について、保育所入所児童保護者や民間保育所職員も参画のもと作成し、市内認可保育所で共有します。
 - 認可保育所の職員配置について、保育の質の向上を目指し、市独自基準を検討（見直し）します。
 - 保育内容の指導・助言を行う「保育園アドバイザー」を配置します。
 - 保育園運営、保護者対応などについて助言を行う「保育園カウンセラー」の導入を検討します。
 - 特別な支援を要する子どもの保育に関しては、保健センターや地域療育相談室ハビット、教育支援センターなどとの連携が適切に図れるよう必要な支援を行います。
 - 保育士などの資質・専門性の向上のため、市内の保育関係施設などの全職員を対象とした研修会を実施します。
 - 現在公立保育園にて実施している各種研修については、その効果を検証し、市内すべての認可保育所での実施を目指し必要な支援を行います。
 - 保育を支える基盤の強化を目的に、専門的な人材の確保、保育環境の改善・充実のための必要な財源の確保に努めます。
- ＊ なお、この取組については、市内の認証保育所及び家庭福祉員も含めた展開を目指します。

（２）設置・運営主体を変更する理由

現在、認可保育所の施設整備や運営に関する負担については、国や都および市の制度的関わり方は異なっています。公立保育園の運営主体の変更については、待機児童対策と保育の質の維持・向上という目的達成に向け、限られた財源を効率的、効果的に活用するため、もっとも財源を生み出すことができる方法として、民設民営方式とします。

【保育所運営費に係る負担割合（11 時間開所分）】

	国	東京都	武蔵野市
公設公営保育所	—	—	10/10
公設民営保育所	—	—	10/10
民設民営保育所	1/2	1/4	1/4

３．新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体の変更

第四期長期計画・調整計画および第三次子どもプラン武蔵野において、子育て家庭への支援については、重点課題として取り上げています。子どもと子育て家庭を巡る環境の変化や課題に対応し、保育の実施責任のある市が、認可保育所を直接運営することの意義を明確にし、公立保育園を地域バランスよく残し、そのうえで新武蔵野方式により、計画的に公立保育園の設置・運営主体の変更を行います。

（１）新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体の変更

一般的に公立保育園の民営化は、保育の継続性、保育の質の低下、保育士の入れ替わりが最大の問題と言われています。武蔵野市における公立保育園の設置・運営主体の変更については、保育の質の向上を目指すことはもちろん、公立保育園の保育内容・保育実践を継承し、子どもと保護者に負担と不安を与えない手法で行います。

具体的には、以下の５点を条件とします。

- ① 移管当初は公立保育園の職員を派遣し、保育士の入れ替えは最小限とします。
- ② 経験豊かな保育士のバランスよい配置のため、公立保育園職員の派遣について、一定期間（10 年程度）継続します。
- ③ 武蔵野市の公立保育園の保育のガイドラインについて共有し、公立保育園の保育内容・

保育実践、保育体制を継承します。

- ④ 保育の質の向上を目指し、必要に応じて非正規職員の正規職員化を進めます（非正規職員を複数名正規職員化していきます）。
- ⑤ 設置・運営主体については、公立保育園職員を派遣することが可能で、安定的な運営維持のため市の関与（市が経営・運営に関わること）が行える財政援助出資団体である「武蔵野市子ども協会」に変更します。

（２）市が一定数の認可保育所を直接運営することの意義（公立保育園の意義）

- ☐ 保育施策・子育て支援施策を推進する行政が、直接保育所運営に携わることで、保育所から得られる情報をもとに、保育需要や課題などの的確な把握を行い、需要に即した保育施策・子育て支援施策を展開します。
- ☐ 公立保育園における職員は、福祉公務員という立場で専門的視野を持って行政の施策を考え、提案します。また、公立保育園職員としての勤務経験をもとに、行政部門において、各種子ども関係施策を担当する部署に配置することができます。
- ☐ 新たな保育・子育ての課題に対して、公立保育園は、積極的かつ柔軟に対応していくことができます。また、公立保育園間の連携を生かし、十分な検証を行っていくことにより、課題に対しての的確な事業設計（制度化）に関わり、市内保育施設の基準となります。
- ☐ 災害時の対応として公立保育園は、災害対策本部と連携を密に、武蔵野市地域防災計画に基づいた応急保育を行います。また、公立保育園職員は、市職員として災害対策活動を行います。

（３）公立保育園の配置について

前述した公立保育園の役割を十分に果たすため、一定規模（園数）の公立保育園が存在する必要があります。人事異動のスケールメリットや、保育・子育てに関する様々な課題への取組を実施・検証する点からも複数の保育所が必要となります。また、地域により保育所入所児童保護者の就労状況などの世帯状況も異なることから、地域ニーズを把握するためには、公立保育園の地域配置バランスは重要と考えます。

よって、市内３駅圏（武蔵境エリアは南北にそれぞれ）で１園ずつとした計４園を公立保育園として配置します。

４．具体的な取組

現在の公立保育園の設置・運営主体は、受け皿となる武蔵野市子ども協会の組織強化という課題を考慮し、段階的に変更します。まずは、平成 23 年度に２つの保育園について、その後検証をふまえ平成 25 年度に３つの保育園について、設置・運営主体を変更します。

（１）設置・運営主体を変更する保育園名とスケジュール

１）平成 23 年度設置・運営主体を変更する２園の公立保育園について

平成 23 年度に設置・運営主体を変更する２園については、残すべき公立保育園の地域バランス、移転建替えの計画、その他の課題を考慮した結果、次の２つの保育所とします。

☐ 北町保育園

北町保育園は過去に水害にあったことがあり、市として水害対策を行っているものの、いまだ十分とは言えない状況です。これは周辺を含めた地域全体の課題となっています。北町保育園園舎を移し、現在の園舎の位置に雨水等貯留施設を設置することで、水害対策を推進したいと考えています。

また、建替えに合わせ、保育所入所定員を増やし、待機児童解消も図りたいと考えています。

園舎建替えとなれば、国や東京都からの建設補助金が公立保育園の場合は対象にならないため、設置・運営主体を変更したほうが、市として財政的に大きなメリットがあります。補助金の対象となる設計段階から設置・運営主体を変更しておく必要があることから、平成 23 年度より設置・運営主体を変更する保育所とします。

□ 千川保育園

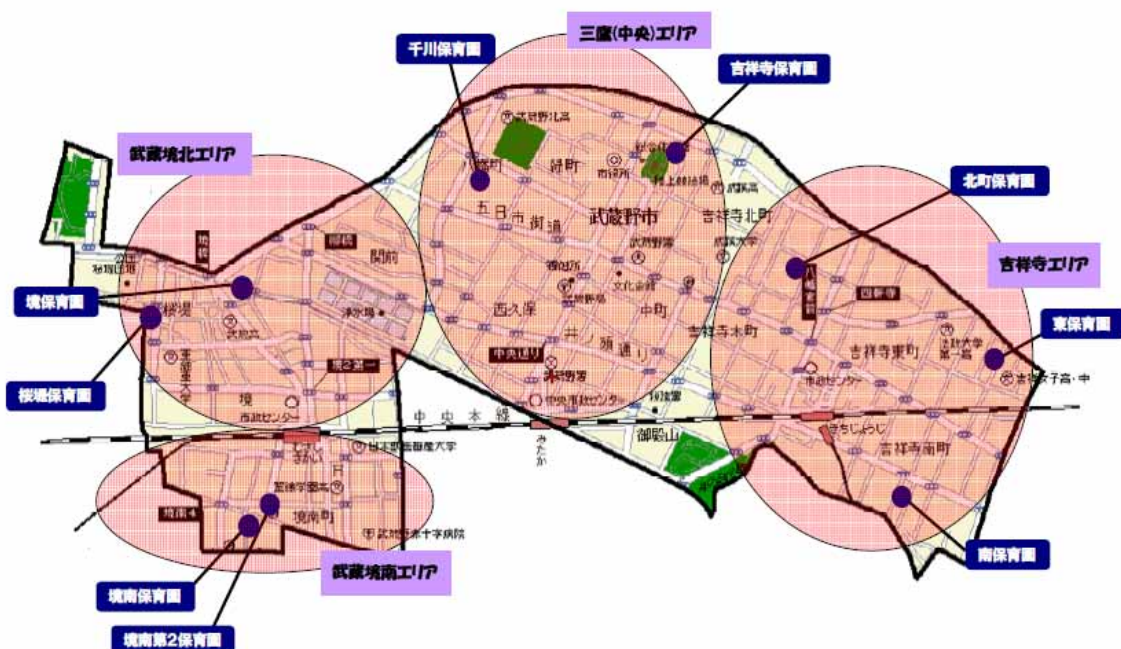
中央（三鷹駅）圏については、吉祥寺保育園と千川保育園のうちいずれかの園を移管することになります。

千川保育園は、子ども協会で運営する「0123はらっぱ」と近く、子育て支援事業の連携を取りやすいという利点があります。吉祥寺保育園は、大規模園として産休明け保育や年末保育の拠点として大きな役割を担ってきたことを考え、千川保育園を平成 23 年度より設置・運営主体を変更する保育所とします。

2) 平成 25 年度設置・運営主体変更の 3 園の公立保育園について

平成 23 年度に設置・運営主体を変更した保育所の状況の検証をふまえ、平成 25 年度に 3 園の設置・運営主体を変更します。

変更する 3 園については、平成 22 年度中に検討を行い公表します。



駅圏（エリア）ごとの保育所と設置・運営主体を変更する保育園

	武蔵境北エリア	武蔵境南エリア	三鷹(中央)エリア	吉祥寺エリア
H23 年度変更園			千川保育園	北町保育園
H25 年度に変更する園の候補	境保育園又は桜堤保育園	境南保育園又は境南第2保育園		東保育園又は南保育園
公設公営の保育所	()	()	吉祥寺保育園	()

(2) 武蔵野市の保育のガイドライン策定

公立保育園の保育内容・保育実践、保育体制継承のため、現在公立保育園で共有している「保育のガイドライン」について、子ども協会立保育園においても共有し、保育の質を維持します。また、保護者との連携の項目については、保護者参画の上、見直しを行います。

さらに、このガイドラインについては、保育園保護者や民間保育所職員の参画も得て改訂し、「武蔵野市保育のガイドライン」として、本市における保育内容の水準を定めたものとするともに、市のホームページ等で公表します。